

都城市避難行動要支援者名簿に関する条例及び施行規則改正案の概要

1 背景

平成 25 年 6 月の災害対策基本法（以下「法」）改正により、市町村に自力避難が特に難しい要支援者の避難行動要支援者名簿（以下「名簿」）の作成が義務化され、平成 28 年 12 月に都城市避難行動要支援者名簿に関する条例（以下「名簿条例」）及び同条例施行規則を制定し、避難支援等関係者への同意を得た名簿情報の提供等について規定しました。

名簿条例では、要支援者の範囲を以下の 8 項目のいずれかに該当する方と定義し、作成した名簿については、市と地域や団体等とで名簿情報の取扱いに関する協定（以下「協定」）を締結することで、平時からの名簿提供を可能としています。

次のうち、自ら避難することが困難で、避難のために特に支援を要する方が対象。

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| ① 65 歳以上の単身世帯の方 | ② 75 歳以上の者のみで構成される世帯の方 |
| ③ 要介護 3 以上の方 | ④ 身体障害者手帳 1・2 級に該当する肢体障害を有する方 |
| ⑤ 視覚障害又は聴覚障害の方 | ⑥ 療育手帳をお持ちの方 |
| ⑦ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 | ⑧ 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方 |

※なお、上記①～⑧以外にも自ら申し出た方は、要支援者として名簿登載可能。

令和 3 年 5 月の災害対策基本法（以下「法」）改正により、要支援者の同意を得て、自力避難が特に難しい要支援者を対象とする個別避難計画（以下「計画」）の作成が努力義務化され、本市でも計画の作成を推進中です。

2 条例改正の趣旨

現在、市の名簿条例に規定しているのは、名簿情報についてです。これに加え要支援者の計画情報についても、名簿と同様に条例に基づく避難支援等関係者への提供等に関する規定を設けるために改正を行うものです。

これにより、法に謳われている「平時からの災害発生への備え」である地域での避難訓練等で、個別の支援策の把握を行うことにより、大規模災害時の支援につながるが見込まれます。

3 主な改正の内容

（1）都城市避難行動要支援者名簿に関する条例改正

条例の名称を「都城市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例」に改正。

第 1 条に計画の作成並びに計画情報の提供について追記。

第 9 条に「計画の作成」として、避難行動要支援者（以下「要支援者」）ごとに同意を得て計画を作成することを追記。第 2 項で計画内容を正確かつ最新の内容に保つよう努めることを追記。

第 10 条に「計画情報の提供」として、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、計画情報を提供することに同意を得ることを要しないことを追記。第 2 項では、計画情報に係る要支援者又は避難支援等実施者が、計画情報の提供に拒否を申し出たときは計画情報を提供しないことを追記。

第 11 条で各条文の読み替えについて規定。

(2) 都城市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則の改正

条例施行規則の名称を「都城市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例施行規則」に改正する。

第 3 条に「個別避難計画情報の提供を拒否する方法等」において、計画情報に係る要支援者若しくはその代理人又は避難支援等実施者が、個別避難計画情報提供拒否申出書を提出する方法を追記。第 2 項では、計画情報の提供の拒否の申出を撤回しようとするときは、要支援者若しくはその代理人又は避難支援等実施者が、個別避難計画情報提供拒否撤回申出書を提出することを規定

第 6 条は、各条文の読み替えについて規定。

条例規則改正に併せ 1 様式の一部を改め、新たに 4 様式を定める。

4 施行予定日

令和 8 年 4 月 1 日